

建設工事の電子契約 事務フロー

【受注者向け資料】

契約相手方決定（落札決定、見積合わせ後）

【事前協議】

・電子契約を希望するかの確認

※基本的に、事前に「電子契約用メールアドレス届出書」を提出している場合は、電子契約とします。

・契約締結（予定）日の協議

《以下の特定又は標準契約の日程を基本とし、必要に応じて双方で協議して決定する》
〔特定契約：建設リサイクル法に該当する工事等で書面の提出に時間を要すると事前に見込まれる契約〕
⇒入札日又は見積日の翌日から10日後（閉庁日除く）の日を契約締結日とします。

〔標準契約：上記の特定契約以外の契約〕

⇒入札日又は見積日の翌日から7日後（閉庁日除く）の日を契約締結日とします。

・契約保証の手続きについて確認

《設計金額が130万円超の建設工事の契約のみ》

泉佐野市

受注者

②契約書案をメール送付

①電子契約用メールアドレス届出書を提出
※初回のみ必要

※契約書案をメール受領後に、契約書案の記載内容
及び契約締結予定日を確認
⇒手続きの都合等により、契約締結予定日を変更したい
場合は、契約検査課に申出ください。（メール連絡可）

③契約保証の手続き

※設計金額が130万円超の場合のみ
以下のA又はBの手続きを行ってください。

- ③-A 履行保証保険等の加入手続き
※保険契約の始期は、事前に決めた契約締結
予定日から適用としてください。
③-B 契約保証金の納付

④契約関係書類の提出

【③-Aの手続きをした場合】
⇒履行保証保険の証券

【設計金額が130万円超の場合】
⇒賠償責任保険等の証券

【建設リサイクル法対象工事の場合】
⇒説明書及び契約書記載事項

・着工届他、契約関係必要書類一式

⑤電子契約システムへアップロード

※市側がアップロードすると受注者側にメールで自動通知されます。

⑥受注者側の電子署名

※すべての手続きの完了確認後に電子署名を行い、契約締結となります。
事前協議により決めた契約締結日までに上記の手続きが完了せず、
履行保証等が開始されていた場合でも、履行保証等の始期から契約締結日
までの間の市側の費用負担はありませんのでご注意ください。

⑦泉佐野市側の電子署名

契約締結

契約相手方決定の翌日から閉庁日を除き10日以内に手続きが完了することを原則とします